

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	理容所の閉鎖命令
概要	理容師法では、理容の業を行う場合の講ずべき措置が定められております。これらの規定に違反した場合は、大阪市長は期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができます。ただし、開設者が理容師の違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽くしていた場合はこの限りではありません。
根拠法令等 及び条項	理容師法 (昭和22年12月24日法律 第234号)第14条第2項
処分基準	1 理容師が理容所において第9条の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない場合は、期間を定めて当該理容所の閉鎖を命ずる。 第14条第2項 当該理容所において業を行う理容師が第9条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該理容所の開設者が、理容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽くしたときは、この限りでない。
ホームページ	
備考	